明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（財務三八）　二
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同三九、四〇、四三、四四）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
（同四一）
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同四二）　四
○登録有形文化財の登録を抹消した件
（文部科学八）
○文化財を登録有形文化財に登録する件（同九）　六
○建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する件（国土交通五五）
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
建設業の営業の停止命令関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　九〇

省令

○国土交通省令第二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項第六号及び第十一条第二項（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条の二十四第三項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十五号中「土　地
×××
×××」を「土　地
リース資産
減価償却累計額
×××
△××××」に、「有形固定資産計」を「有形固定資産合計」に、「のれん
×××」を「のれん
リース資産
×××
×××」に、「無形固定資産計」を「無形固定資産合計」に、「破産債権、更生債権等」を「破産更生債権等」に、「投資その他の資産計」を「投資その他の資産合計」に、「短期借入金
×××
×××」を「短期借入金
リース債務
×××
×××」に、「長期借入金
×××
×××」を「長期借入金
リース債務
×××
×××」に改め、同様式記載要領5中「「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」を「流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債」に改め、同様式記載要領7中「「流動資産」を「流動資産」に、「「投資その他の資産」を「投資その他の資産」に、「「に属する「親会社株式」」を「に属する親会社株式」に改め、同様式中記載要領20を記載要領21とし、記載要領15から記載要領19までを1つずつ繰り下げ、記載要領14の次に次のように加える。

15　「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。

別記様式第十六号中「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に改め、同様式記載要領5中「「兼業事業」」を「「兼業事業」」に改め、同様式記載要領6中「「販売費及び一般管理費」」を「「販売費及び一般管理費」」に改め、同様式記載要領10中「「特別利益」」を「「特別利益」」に改め、同様式記載要領11中「「特別損失」」を「「特別損失」」に改める。

別記様式第十七号の二注1中「抱かせる」を「生じさせるような」に改め、同様式注3に次のように加える。

(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

別記様式第十七号の二注4(2)中「「売上高」」を「「売上高」」に改め、同注(3)中「「売上原価」」を「「売上原価」」に改め、同注(5)を同注(6)とし、同注(4)を同注(5)とし、同注(3)の次に次のように加える。

(4)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額